

(仮称) 小平町風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 3 月

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約1ヶ月の間、縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和6年12月27日(金)

(2) 公告の方法

① 朝刊新聞による公告

令和6年12月27日(金)付で、下記の新聞に「お知らせ」公告を掲載した。

・北海道新聞全道版(朝刊25面)

[別紙1参照]

② 広報誌によるお知らせ

下記の小平町及び留萌市の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報おびら(令和7年1月号)

[別紙2参照]

・広報るもい(令和7年1月号)

[別紙2参照]

③ インターネットによるお知らせ

令和6年12月27日(金)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・事業者ウェブサイトに掲載

[別紙3参照]

・北海道ウェブサイトに掲載

[別紙4参照]

・小平町ウェブサイトに掲載

[別紙5参照]

・留萌市ウェブサイトに掲載

[別紙6参照]

(3) 縦覧場所

下記の関係自治体庁舎において縦覧を行った。また、事業者のウェブサイトにおいて、インターネットの利用により公表した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

・北海道留萌振興局保健環境部環境生活課

・小平町役場企画振興課

・留萌市役所都市環境部環境保全課

② インターネットの利用による公表

・事業者ウェブサイトにおける方法書及び要約書の公表

[別紙3参照]

※公告に事業者ウェブサイトURLを記載し、北海道、小平町及び留萌市のウェブサイトにも事業者ウェブサイトへのリンクを掲載することにより、方法書及び要約書の参照を可能とした。

(4) 縦覧期間

期間: 令和6年12月27日(金)～令和7年2月4日(火)まで(庁舎は土・日・祝日を除く)
(年末年始を考慮し、1週間程度期間を延長した。)

時間: 各庁舎の開庁時間に従った。

※なお、インターネットの利用による縦覧は、上記の期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(総数) 0件 (縦覧者名簿記載者数)

(内訳)

- ・北海道留萌振興局保健環境部環境生活課 0件
- ・小平町役場企画振興課 0件
- ・留萌市役所都市環境部環境保全課 0件

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は445回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条第2項の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告(お知らせ)と同時に行った。

(1) 開催日時

第1回: 令和7年1月18日(土)10時30分～12時00分

第2回: 令和7年1月18日(土)15時00分～16時00分

(2) 開催場所

第1回: 留萌市中央公民館 研修会議室1号室(留萌市見晴町2)

第2回: 小平町文化交流センター 小ホール(小平町356-2)

(3) 来場者数

第1回: 1名

第2回: 1名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた(意見書のフォーマットは、別紙7参照)。

(1) 意見書の提出期間

令和6年12月27日(金)～令和7年2月18日(火)まで

※郵送の場合は、当日消印有効

(2) 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通であった。

(意見書箱への投函は0通、事業者への郵送4通)

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は4通であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである(意見の概要は意見の原文のままを示す)。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	環境の保全の見地からの意見を以下の通り述べます。 ○方法書 p.6-31 の図 6.2-1 に関連して、沿道 4 以降の内陸側には調査地点は不要でしょうか？比較的引いた図なので、とくに点在されている住居等の位置が分かりにくいです。そのため、「沿道 3 や 4 においては、周辺に住居等がないように見えるが調査地点は設置されている」ように見えます。交通量調査地点に合わせただけのようと思われます。工事車両の走行ピークや走行車種、あるいは路面状況や勾配、周辺地形などによって寄与の度合いは変わるのでしょうか、現況把握目的の地点としては、たとえば一般道道苦前小平線沿線にも調査地点を設定しても差し支えないのではないかなと思いました。地域の方のご要望などもあるでしょうから、適宜ご検討いただけたらと思います。 ○方法書 p.6-47 に関連して、対象事業実施区域から 1.6km の範囲を、文献を根拠に設定されていますが、標高差も考慮に入れられているのでしょうか？感覚的な意見で恐縮ですが、沿岸部の市街地と、風車設置予定地にはある程度標高差が存在していて、その標高差+風車最大高さが影の影響する範囲になりえるのではないかと考えます。⑧陽光園も 1.6km ぎりぎりに位置しているようにも見えますので、少し恣意的なようにも感じてしまうかもしれません。もう少し安全側に幅を持たせた範囲の調査、予測及び評価をしてみても、影響があるようであれば適切に対策を取り、ないのであればない旨を科学的に説明すればよいだけではないかと思いますが、いかがでしょうか。手法も机上検討のようですので、例えば 2km 等と広げても大きな手間にはならないかと思っています。	沿道 4 よりも内陸側につきましては、周辺を流れる小平薬川や農業用水路が近接しており流水音の影響を受けること、道路に勾配やカーブ等があること、調査機材を設置するするのに十分なスペースを確保することが難しいといった要因により地点を設定できておりませんが、地域からの御要望を踏まえ、沿道 4 等の地点を代表とした現地調査結果を用いて、予測地点を適宜追加する考えです。 風車の影の調査範囲の設定にあたっては、文献を参考に設定しておりますが、御指摘のとおり、対象事業実施区域との標高差に応じて影響が生じる範囲には変動があるものと考えられます。このため、調査範囲は文献を参考とした 1.6km の範囲内を基本とはするものの、配慮施設や住居等の分布状況に応じて適宜範囲を拡げるほか、予測にあたっては当該図面内に入るような範囲で網羅的に予測を行い、影響の程度を確認していく考えです。
2	①表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定の結果に水環境の水質や有害物質の施設の稼働の欄が対象外となっている。水質の管理は環境保全に必要なことですので対象としてください。	ご指摘のとおり、計画段階配慮事項の選定においては、「改正主務省令」に示される風力発電所に係る参考項目のうち「土地又は工作物の存在及び供用」を影響要因の対象としておりますため、水の濁り等の一部の項目は選定しておりません。方法書以降においては、第 6 章に記載のとおり今後の調査、予測及び評価にあたっては環境影響評価の項目として選定し、適切な環境保全措置等を検討してまいります。

No.	意見の概要	当社の見解
2	②p.38 表 4.2-1(1)計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法において【評価方法】予測結果を基に、住居等及び環境保全配慮施設への重大な影響の可能性、並びに重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されるかを評価する。」とありますが、影響を受けるのは住宅でなく住民であり人です。工事前からの継続的な健康調査が必要です。住宅の戸数でなく住民の数とその健康状態を調べる必要があります。24時間滞在と日中滞在とをわけ時間*人の総量と影響の有無を継続的に調べる段階だと思います。	ご指摘いただいた配慮書段階における評価につきましては、既存資料等を基に実施した調査、予測及び評価の結果をお示ししております。今後、準備書以降においては、詳細な現地調査を実施した上で、風力発電機からの距離等を考慮した予測及び評価を行い、近隣住民への説明を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
	②'P40 表 4.3.1-1 環境保全配慮施設が幼稚園から福祉施設まで 1～2 以内に 9 施設存在します。騒音被害の実際の経過が調査があるなしの関与をはじめが必要です。	上記の回答のとおり、今後は詳細な現地調査を実施した上で、風力発電機からの距離等を考慮した予測及び評価を行い、騒音影響の程度を明らかにしてまいります。
	③68P(2)「また、事業実施想定区域内を重要なコウモリ類及び鳥類が飛翔する可能性があることから、風力発電機の稼働に伴うバットストライク及びバードストライクが発生する可能性があるものと評価する。」～「なお、これらの結果は既存資料によるものであり、今後、現地調査により、重要な種の生息状況や生息環境、希少猛禽類及び渡り鳥の飛翔状況等について詳細な確認を行った上で、風力発電機の配置や基数、改変区域等の事業計画を検討することにより、動物への重大な影響は回避又は低減することが可能であるものと評価する。」 対応と検討が回避低減の結果になりかはわかりません。効果がある対応を継続的にして頂きたいです。また検討は「回避できる対策にはなりません。」軽減できるという結果を導ける方法を具体的に施策し実行して環境保全を実施してください。	ご指摘のとおり、今後の詳細な現地調査を踏まえ、事業計画を反映した予測及び評価を行い、有識者等から御助言を頂きながら、適切な環境保全措置を検討し、講じてまいります。
	④表 5.2-1(3)配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解 経済産業大臣の意見と事業者の見解「風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行ってまいります。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響の回避又は低減に努めてまいります。」 具体的な環境保全処置が記載されていませんが効果のある処置をお願いします。	上記の回答のとおり、今後の詳細な現地調査を踏まえ、事業計画を反映した予測及び評価を行い、有識者等から御助言を頂きながら、具体的かつ効果のある環境保全措置を検討してまいります。
	⑤P230 図 7.2-11 河川、沢筋等の除外 事業地域の排水の流れが、取水域の河川に流れないのか等高線も見難く、確認された後なので記載をしてください。	準備書段階において、仮設沈砂池から周辺河川や沢筋までの地形や距離等を踏まえ、工事中の排水による影響を把握し、お示しします。

No.	意見の概要	当社の見解
3	日本自然保護協会は、北海道留萌郡小平町で計画されている(仮称)小平町風力発電事業(事業者:ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社、最大85,400kW、基数:最大14基)の環境影響評価方法書(作成委託事業者:株式会社環境管理センター)に以下の意見を述べる。 1. 渡り鳥の経路や数を正確に把握するために調査期間を増やすべきである 本事業実施想定区域周辺は、オオハクチョウ、マガン、亜種オオヒシクイ、ノスリ、海ワシ類の渡りの経路である可能性が高い。そのため、本事業による渡り鳥の影響を適切に評価することが重要である。本アセス図書の表6.2-(9)で示されている専門家意見では、「渡り鳥の飛来数や飛行経路については年度変化が大きいため、猛禽類同様2期調査を実施することが望ましい」と述べている。それにも関わらず、表6.2-13(2)で示されている渡り鳥の調査期間は1期のみであり、専門家の意見は無視されている。本事業による希少鳥類の渡りへの影響が強く懸念されることから、最低2期以上の渡り鳥の調査を実施すべきである。 2. 本事業による影響を適切に評価するために猛禽類の調査日数を増やし、調査地点を見直すべきである 本アセス図書の表4.3.3-5(1)で示されている専門家のヒアリング結果によると、本事業計画地と隣接している苫前町の風力発電施設では、過去に約10件のオジロワシのバードストライクが発生している。したがって、本事業においても、風力発電機へのオジロワシのバードストライクが強く懸念され、オジロワシを含む希少猛禽類の調査は徹底的に行う必要がある。しかし、表6.2-12(3)で示されているように、希少猛禽類の調査は各月3日間しか設定されていない。本事業がオジロワシを含む希少猛禽類に与える影響を適切に評価するためには、希少猛禽類の調査日数は各月最低5日間以上行うべきである。	ご指摘のとおり、対象事業実施区域周辺地域においては水鳥や猛禽類などの渡り経路となっている可能性が高いことから、猛禽類調査時において確認された渡りについても記録をとることにより、調査結果を補完する考えです。 有識者より御助言をいただいたオジロワシのバードストライクにつきましては、海岸線に近い海岸崖に設置された古いものであり、その後、内陸側にリブレースしたことや、タワーへの目玉模様の貼付等により、バードストライクの発生数は大きく減っているものと伺っております。本件におきましても、専門家の御助言等を踏まえた上で、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策手引き」を参考に、海岸線から2kmの範囲を除外しております。 また、猛禽類及び渡り調査の仕様につきましては、配慮書段階から専門家ヒアリング等を実施し、御助言をいただきながら調査設計をしており、適切に猛禽類の生息状況や、当該地域の渡りの飛翔状況等を把握できるものと考えております。

No.	意見の概要	当社の見解
4	土砂災害の恐れ、生態系破壊の恐れがあることから、本事業の撤回を求めます。本事業を継続する場合は、土砂災害の回避、生態系の保護に留意して、計画を縮小するよう求めます。 ■谷埋め盛土 対象事業実施区域内に残土処理場を設ける場合、谷筋を埋めないでください。谷埋め盛土は危険です。 谷地形は地下水位が浅く、雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、それらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思いますが、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合、どのように補修されるのでしょうか。 さらに、これらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。地山にとって盛土は堆積土砂と同じですから、ガリー（谷状の溝）を形成して少しずつ流出するか、地震、大雨、融雪が誘因となって大規模に流出するかです。谷埋め盛土が少しずつ浸食されていく様子はとても不気味なものです 1)。 1)倒木・えぐれた斜面… 海堀正博広島大防災・減災研究センター長「盛り土全体 早く調査を」(中国新聞) https://youtu.be/KCkY9j-wktI?si=fS-rmDainmRpabnz	残土処理場等を含む盛土を施す位置については、今後実施する現地調査・測量において得られた情報に基づき、関係機関と協議を重ねながら、安全面に十分配慮した計画を検討してまいります。 また、排水設備等を含む風力発電所内に整備した設備については、定期的な点検、メンテナンス等を実施し、適切な運用、管理に努めてまいります。
	■原状回復 供用期間終了後、土地の原状回復をどのように行いますか。風車を撤去することは言うまでもありません。本事業のように、地すべり地形の冠頂部の稜線付近を大規模に改変した場合、元の状態に戻すことはできません。沈砂池、路肩の側溝、盛土、切土、補強土壁（擁壁）は永久に保守され続けなければなりません。なぜならこれらの設備は土地の安定に必要な不可欠な設備だからです。これらの設備は、地震、大雨、融雪のたびに傷みます。蟻の一穴から大規模な土砂災害に繋がります。こまめに補修しなければなりません。供用期間終了後は誰の責任で、誰の費用負担で補修するのでしょうか。土地の所有者が変われば、これらの設備の保守はなおざりにされがちです。仮に道路などの設備は林業と共用するとしても、あらかじめ将来にわたる責任範囲を明確にしておくべきです。元来、対象事業実施区域のように土地災害の恐れがある土地を本事業のように大規模に改変すべきではありません。	本事業の供用期間終了後については、発電所のリブレース等も含め、その時期の情勢も考慮して適切に検討いたします。なお、本事業により設置する風力発電機等の撤去費用については、発電所を運転しながら積立てることとしており、供用終了後に御指摘のようなトラブルが生じることはございません。

No.	意見の概要	当社の見解
4	■ヒグマ 対象事業実施区域とその周辺はヒグマのすみかです。そこに風車を多数設置することは、彼らの生活を攪乱することです。現行の環境影響評価制度では、騒音、振動、後方乱流などの気流の乱れが人間以外の動物相に与える影響を評価していません。 海外では哺乳類の風車の忌避が報告されています(6)。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ヒグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ヒグマなどの哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。 ヒグマを含む動物相に対する風車の影響についてのエビデンスが十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。 2)「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題(平成 31 年 3 月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11663694/www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000628.pdf 以上	風力発電事業によるヒグマへの影響について、詳細に整理された文献等はないものと認識しておりますが、道内における既存の風力発電所内においても、ヒグマの生息は確認されております。今後、現地調査、予測及び評価等を踏まえ適切に事業を実施し、地元である小平町等と密接に連絡・意見交換をしながらヒグマの生息状況や出現範囲を確認し、事業による影響の把握に努めてまいります。

新聞による公告

北海道新聞全道版(令和6年12月27日(金)朝刊25面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)小平町風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

代表者 代表取締役 竹内一弘

所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十一号

六本木ヒルズノースタワー十五階

二、第一種事業の名称 (仮称)小平町風力発電事業

種類 風力発電所(陸上)

出力 最大八万五千四百キロワット(単機定格出力六千

キロワット×十四基)単機定格出力四千二百から

六千キロワットの風力発電機を想定し、設置基数は

最大で十七基を計画(採用する風力発電機の出力に

応じて設置基数を変更する)

三、対象事業実施区域 北海道留萌郡小平町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

留萌郡小平町、留萌市

五、縦覧の場所 留萌振興局保健環境部環境生活課、

小平町役場企画振興課、留萌市役所環境保全課

期間 令和六年十二月二十七日(金)から令和七年二月四日(火)

時間 庁舎は土・日・祝日を除き、開庁時間に従う

電子縦覧 事業者ウェブサイト(<https://www.eneos-re.com>)

六、意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、

「氏名住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法

で意見書を提出することができます。

提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の

事業者宛てに郵送してください。

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

〒一〇六-〇〇三二 東京都港区六本木六丁目二番三十一号

六本木ヒルズノースタワー十五階

七、意見書の提出期限 令和七年二月十八日(火)迄

(郵送の場合、当日消印有効)

八、説明会の開催を予定する場所及び日時

①小平町文化交流センター(小平町三五六一二)

令和七年一月十八日(土)午後三時(二時三十分受付開始)から

②留萌市中央公民館(留萌市見晴町二)

令和七年一月十八日(土)午前十時三十分(十時受付開始)から

(お問い合わせ先) ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

電話〇三-六四五五-四九〇〇 担当 桑原 莊司

広報誌によるお知らせ(小平町、留萌市)

広報おびら(令和7年1月号)

(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧及び説明会について(環境影響評価法)

環境影響評価法に基づき、「(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、以下のとおり縦覧及び説明会を実施いたします。

【事業者の名称】ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 【代表者の氏名】代表取締役 竹内 一弘 【対象事業の名称】(仮称)小平町風力発電事業 【発電所の種類】風力発電所(陸上) 【発電所の出力】85,400kW 【対象事業実施区域】北海道留萌郡小平町 【縦覧期間】令和6年12月27日(金)～令和7年2月4日(火) 【縦覧場所】北海道留萌振興局保健環境部環境生活課、小平町役場企画振興課、留萌市役所都市環境部環境保全課 【電子縦覧】<https://www.eneos-re.com>

【意見書の提出】方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、令和7年2月18日(火)までに、氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)を明記の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函または下記所在地へ郵送(消印有効)してください。

【説明会開催日時・場所】日付：令和7年1月18日(土) 午後3時(2時30分受付開始)より 場所：小平町文化交流センター
※令和7年1月18日(土) 午前10時30分(10時受付開始)より、留萌市中央公民館においても同じ内容の説明会を開催いたします。

(仮称)小平町風力発電事業に関する説明会について(再エネ特措法)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき、陸上風力発電事業に関して、周辺地域の住民の皆様は、配慮書段階に続いて2回目の説明会を開催いたします。

【説明会開催日時・場所】令和7年1月19日(日)午前10時30分(10時受付開始) 小平町文化交流センター

【事業の実施場所】北海道留萌郡小平町字小平町、花岡、富里、平和、大般、寧楽地区における山林

【出力規模】特別高圧電源 【工事開始予定時期】令和10年4月 【運転開始予定時期】令和14年4月

【注意事項】御参加に当たっては、受付において身分証明書(運転免許証等)を確認させていただきます。

また、出席者名簿及び説明会の録音・録画の提出を制度上求められているため、受付にて名簿に記名いただき、プライバシーに配慮して録音・録画をさせていただきます。御不明点は下記連絡先までお問い合わせ下さい。

【主たる事務所の所在地】〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 TEL:03-6455-4900 担当:桑原、荘司



広報るもい(令和7年1月号)

(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧及び説明会について(1/2)

環境影響評価法に基づき、以下のとおり環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を実施いたします。

【事業者の名称】ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 【代表者の氏名】代表取締役 竹内 一弘 【対象事業の名称】(仮称)小平町風力発電事業 【発電所の種類】風力発電所(陸上) 【発電所の出力】85,400kW 【対象事業実施区域】北海道留萌郡小平町 【縦覧期間】令和6年12月27日(金)～令和7年2月4日(火) 【縦覧場所】北海道留萌振興局保健環境部環境生活課、小平町役場企画振興課、留萌市役所都市環境部環境保全課 【電子縦覧】<https://www.eneos-re.com> 【意見書の提出】方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、令和7年2月18日(火)までに、氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)を明記の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函または下記所在地へ郵送(消印有効)してください。【説明会開催日時・場所】令和7年1月18日(土) 午前10時30分(10時受付開始)より、留萌市中央公民館
※令和7年1月18日(土) 午後3時(2時30分受付開始)より小平町文化交流センターにおいても同じ内容の説明会を開催いたします。このほか、再生可能エネルギー電

気の利用の促進に関する特別措置法に基づく説明会を令和7年1月19日(日)に開催いたします。(詳細は(2/2)を参照)

【主たる事務所の所在地】〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 TEL:03-6455-4900 担当:桑原、荘司

インターネットによるお知らせ（事業者）

事業者ウェブサイト(1/3)

ENEOS リニューアル エナジー株式会社

English

サイト内検索

お問い合わせ

企業情報

再生可能エネルギー

地域とともに

サステナビリティ

ニュース

採用情報

再生可能エネルギーで世界を変える

For Sustainable Tomorrow

会社紹介動画を再生する

ニュース

全て

事業

サステナビリティ

環境アセスメント

お知らせ

2024年12月26日

環境アセスメント

【佐賀】小浜町風力発電事業「環境影響評価法」の取組を行います

2024年12月10日

環境アセスメント

【佐賀】中谷山陸揚風力発電事業「環境影響評価法」の取組を行います

2024年09月08日

環境アセスメント

【佐賀】八幡地区海上風力発電事業「環境影響評価法」の取組を行います。終了しました

2024年08月07日

環境アセスメント

【佐賀】むつ風の発電事業「環境影響評価法」の取組を行います。終了しました

2024年07月23日

環境アセスメント

【佐賀】三浦町風力発電事業「環境影響評価法」の取組を行います。終了しました

環境アセスメント ニュース一覧

ニュース全ページ一覧

事業案内

総発電量

1,390,660kw

発電所 1,021箇所 発電機 1,052台

発電所一覧はこちら

太陽光発電

陸上風力発電

洋上風力発電

バイオマス発電

運転・保守 ENEOS リニューアル エナジー マネジメント

再資源化 エコグリーンホールディングス

2020年12月24日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(資料)小笠原列島の気象事業 環境影響評価書」(以下、「方法書」)を作成し、平成6年12月16日付で経済産業大臣に届け出ました。

方法書について、下記のとおり説明します。

[方法書の検索について](#)
[意見書の提出について](#)
[お問い合わせ先](#)

公開場所

研究期間

令和6年12月27日（金）～令和7年2月4日（火）
祝賀場所の休座・休館日を除く

本申請は平成27年2月4日（水）11:00まで閲覧することとなります。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを対応対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストールし、再度ご確認ください。

※Internet Explorerは対応ありません。

・平成6年4月(旧名をもって)資本金(26)がENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に変更となりました。

表紙目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 第一種事実の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

第5章 配通費に対する経済産業大臣の意見及び事業主の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他物理療育令で定める事項

第6章 環境影響評価方法を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

資料編

要約

※要覧中の図表に一部誤植がございました。詳細は下記に示すとおりです。

正誤表

 [詳細はこちら](#)

 詳細はこちら

 [詳細はこちら](#)

 詳細はこちら

 詳細はこちら

 [詳細はこちら](#)

 [詳細はこちら](#)

 [詳細はこちら](#)

【重要】 今後は、

 詳細はこちら

 詳細はこちら

 [詳細はこちら](#)

事業者ウェブサイト(3/3)

意見書の提出について

方治書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、別名、住所、方治書の名称及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1)税務署所に備え付けの意見書箱に投函（令和7年2月18日（火）まで）
- (2)下記の宛先に郵送（令和7年2月18日（火）当日消印有効）

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ビルズ・ノースタワー15階
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 事業開発部1部 開発課1班 第1チーム 宛

意見書用紙



お問い合わせ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
事業開発部1部 開発課1班 第1チーム
担当 ぬき（くわはら）、花野（しやうじ）
電話 03-6455-4500（代表）
【土・日・祭日、年末年始を除く、午前9時～午後5時まで】

メニュー一覧へ戻る



インターネットによるお知らせ(北海道)

北海道ウェブサイト


北海道
北海道トップ


カテゴリから探す


組織から探す


防災情報



[Foreign Language](#)

[HOME](#) > [環境生活部](#) > [環境保全局環境政策課](#) > [環境影響評価情報トップページ](#)

環境影響評価情報トップページ

ページ内目次 [新着情報](#)

- 「道内で大規模発電事業を検討している皆様へ」(令和6年9月掲載)
- [北海道環境影響評価審議会](#) [環境影響評価図書縦覧情報](#)
- [公聴会等開催情報](#) [環境影響評価対象案件](#)
- [北海道環境影響評価条例、規則等](#) [北海道環境データベース](#)
- [関係リンク集](#) [条例に係る再エネ発電事業に関するお問い合わせ](#)

新着情報

- ・「(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧が始まりました(12/27)
- ・「(仮称) 宮城・湯ノ岱風力発電事業 計画段階環境配慮書」の縦覧が始まりました(12/24)
- ・「(仮称) 苫東厚岸風力発電事業 環境影響評価準備書」に係る公聴会の開催(1/18)と公聴人の募集(12/27必着)について(12/13)
- ・「(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧が始まりました(12/10)
- ・令和6年度(2024年度)第8回北海道環境影響評価審議会を開催しました(12/9)
- ・「(仮称) 檜山陸上ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書」の縦覧が始まりました(12/3)
- ・「(仮称) 檜山沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」の縦覧が始まりました(11/27)
- ・「(仮称) 北海道檜山地方洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」の縦覧が始まりました(11/25)
- ・「道内で大規模発電事業を検討している皆様へ」を掲載しました(9/13)

環境影響評価情報

道内で大規模発電事業を検討している皆様へ
を掲載しました(令和5年9月)

撮影地: 東川町「羽衣の滝」

環境保全局環境政策課メニュー

- 注目情報
- 入札情報等
 - 入札
 - パブコメ
 - 公募
- トピックス
- 関連機関
- 関連リンク
- 政策一覧
 - 行政情報
 - 環境政策
 - 環境教育
 - 協働・普及啓発
 - 環境影響評価
 - 特定の開発行為
 - 水道・飲用井戸



北海道メディアポータルサイト 道庁のSNSや動画サイトが大集結!

Click Here!

www.misasaru-hokkaido.jp



PAGE TOP

インターネットによるお知らせ(小平町)

小平町ウェブサイト(1/2)

[トップページ](#) > 「(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧及び説明会のお知らせ

「(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧及び説明会のお知らせ

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社が環境影響評価法に基づき、「(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公表いたします。

事業者について

- 事業者の名称 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
- 代表者 代表取締役 竹内 一弘
- 所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階

第一種事業の名称

- 事業の名称 (仮称)小平町風力発電事業
- 種類：風力発電所(陸上)
- 出力：約85,400kW(単機定格出力6,100kW×14基)
- 単機定格出力4,200～6,100kWの風力発電機を想定し、設置機数は最大で17基を計画している。
- (採用する風力発電機の出力に応じて設置機数を変更する)

対象事業実施区域

北海道留萌郡小平町

環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

北海道留萌郡小平町、留萌市

縦覧について

「(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧を下記のとおり行います。

●縦覧場所

- ・北海道留萌振興局保健環境部環境生活課
- ・小平町役場企画振興課
- ・留萌市役所都市環境部環境保全課

●縦覧期間

令和6年12月27日(金) から令和7年2月4日(火) まで

※庁舎は土・日・祝日を除き、開庁時間に従う

●電子縦覧

方法書の内容については、下記事業者ホームページからご覧いただけます。なお、印刷・ダウンロードはできません。複製や加工、他のホームページ等への掲載等を禁じます。

- 事業者ホームページ <https://www.eneos-re.com>

意見書の提出について

小平町ウェブサイト(2/2)

方法書の内容について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「氏名」「住所」「方法書の名称」「ご意見（日本語）」を明記の上、下記①または②の方法でご提出ください。

①縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函

〈期限：令和7年2月18日（火）まで〉

②事業者宛てに郵送

〈期限：令和7年2月18日（火）まで ※当日消印有効〉

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第一部
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
※封筒に「意見書在中」と明記してください。

説明会

環境影響評価法に基づき「（仮称）小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」の説明会を下記のとおり開催いたします。

●留萌市中央公民館

日時 令和7年1月18日（土）10時30分～ ※受付開始10時00分～

●小平町文化交流センター

日時 令和7年1月18日（土）15時00分～ ※受付開始14時30分～

※尚、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、令和7年1月19日（日）10時30分（受付開始10時00分）より、小平町文化交流センターにおいて、説明会を開催いたします。（本説明会は環境影響評価法に基づく説明会ではありません）

お問合せ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
担当 桑原、莊司
TEL 03-6455-4900（代表）

インターネットによるお知らせ(留萌市)

留萌市ウェブサイト(1/2)

留萌市ホームページ

あそびし
留萌市
RUMOI CITY

本文へ

Foreign Language

画面よみおけ

文字サイズ

縮小

拡大

●● 配色変更

サイト内検索

検索の深い方

サイトマップ

Googleカスタム検索

検索

暮らし・手続き

防災・防犯

健康・福祉・子育て

教育・文化・スポーツ

観光・産業・ビジネス

市政情報

現在の位置：トップページ > 暮らし・手続き > 環境保全 > （仮称）小平町風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

暮らし・手続き

環境保全

無着物の廃棄に関すること

空き家の適正管理について

浄化槽・し尿

クール CHOICE について

ふるさと納税

第6次 留萌市総合計画

今月のイベント

目的別で探す

組織から探す

施設・窓口から探す

申請書を探す

(仮称) 小平町風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

バナー

シェア

更新日 令和6年12月27日

印刷

事業者の名称等

(1) 名称：ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 竹内一弘

(2) 住所：東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズタワー15階

第一種事業の名称

(仮称) 小平町風力発電事業

種類：風力発電所（陸上）

出力：約85,400kW（単機定格出力：6,100kW×14基）
単機定格出力4,200～6,100kWの風力発電機を想定し、設置基数は最大で17基を計画している
（採用する風力発電機の出力に応じて設置基数を変更する）

縦覧期間・場所

(1) 縦覧期間
令和6年12月27日（金）～令和7年2月4日（火）（土日祝日除く）

(2) 縦覧場所
留萌市役所 分庁舎2階 都市環境部環境保全課力カウンター

その他
留萌振興局保健環境部環境生活課
小平町後援企画委員会
でも縦覧いただけます

電子縦覧

方法書の内容については、下記事業者ホームページからもご覧いただけます。
なお、印刷・ダウンロードはできません。
複製や加工、他のホームページ等への掲載等を禁じます。

事業者ホームページ：<https://www.eneos-re.com>

意見の提出方法について

令和7年2月18日（火）までに、下記のいずれかの方法で提出してください

(1) 縦覧場所に備え付けの意見箱に投函

(2) 下記事業者あてに郵送（当日消印有効）

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズタワー15階
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 開発第一部
※封筒には「意見書在中」と明記してください

説明会

インターネットによるお知らせ(留萌市)

留萌市ウェブサイト(2/2)

環境影響評価法に基づき、
「(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」の
説明会を下記のとおり開催いたしますので、ご参加ください

【開催日時】

令和7年1月18日(土)

10:30～ 留萌市中央公民館 (10:00受付開始)

15:00～ 小平町文化交差センター (14:30受付開始)

※なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
(平成23年法律第108号)に基づき、

令和7年1月19日(日) 10:30(10:00受付開始)より、
小平町文化交差センターにおいて、説明会を開催いたします
(本説明会は環境影響評価法に基づく説明会ではありません)

お問い合わせ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

担当: 梶原、荏可

TEL: 03-6455-4900(代表)

(土・日・祝日・年末年始を除く、9:00～17:00まで)

このページに関するお問い合わせ

留萌市環境部 環境保全課

〒077-8601 北海道留萌市幸町1丁目11番地 分庁舎2階

電話番号: 0164-42-1806

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください](#)

より良い市ホームページにするために、ページのご感想をお聞かせください

● このページに問題点がありましたか? (複数回答可)

- ☐ 特になし ☐ ページが探しにくい ☐ 内容がわかりにくい
☐ 情報が古い ☐ 情報が少ない

● その他、このページについてご意見がございましたらご記入ください。

ご注意

- こちらはお問い合わせ用のフォームではありません。
- 検索に関するお問い合わせやご意見は、「このページに関するお問い合わせ」欄に記述の部署へお問い合わせいたします。住所・電話番号など個人情報を含む内容は記入しないでください。

[入力内容確認](#)

[ページの先頭に戻る](#)

[サイトマップ](#) | [サイトのご利用方法](#) | [留萌市サイトポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#)



留萌市役所 | [市役所へのアクセス](#)

〒077-8601 北海道留萌市幸町1丁目11番地

開庁時間: 午前8:50～午後5:20

(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)

法人番号: 2000020012122

あなたの「おしえて」にごたえます

窓口受付時間 / 月～金 午前8:50～午後5:20

[メールでのお問い合わせ](#)

[各課の電話番号はこちら](#)

意見書のフォーマット

(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書

意 見 書

ご住所

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。